

●香川県告示第69号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（執行伺兼支出命令書を使用する場合）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>（1） 1件の予定価格が<u>200万円</u>を超えない契約であること。</p> <p>（2）～（6） 略</p>	<p>（執行伺兼支出命令書を使用する場合）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 規則別表第6備考2に規定する別に定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>（1） 1件の予定価格が<u>50万円</u>を超えない契約であること。</p> <p>（2）～（6） 略</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。